



雪解の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

寒い日々が続きますので、ご体調にお気をつけてお過ごしください。

## 重要情報

### 1. 定額減税国会審議中、実施要領案が公表

本年限りで実施予定の定額減税は、給与を支払う事業者の事務負担が懸念されています。今国会で審議され、3月下旬には可決される見通しです。事業者向けの事務要領やQ&Aが国税庁特設サイトで公表されています。

### 2. 給与所得者の定額減税の適用方法

所得税は6月以降の給与源泉から順次概算控除し、年末調整時に精算します。概算控除と年末精算は給与支払者の事務負担となります。住民税は役所が計算し、減税後の税額を11等分して6月天引きを飛ばして、7月～翌5月に天引きします。

### 3. 電子保存ルール 事実上のなし崩し

電子保存義務化の猶予措置における「相当の理由」は人手・資金不足など幅広く認められたため、実質的に、従来通り印刷した紙を保存しておいて、調査時のダウンロードに応じるようにすれば、当面罰則を受けることはなくなりました。

## 元バックパッカー赤羽の旅断(バカ)



2022年五島~GoToGOTOU~DAY⑤五島市福江島-2

夏休み最終日は福江島を回ります。可愛らしいレンガ造りの堂崎天主堂の内部の展示は、コンパクトながら分かりやすくまとまっていた。宗教とは、どこから来てどこへ行くのかを示し、どう生きるかを導くもの、各地のカトリック教会の展示を見て、個人的に思う定義です。堂崎天主堂ではローマに聖人認定された26人の殉教者のうち、五島出身だった19歳の若者ヨハネ五島が祀られていました。福江島のシンボルである鬼岳(おにだけ)にも登りました。珍しい芝に覆われた小高い丘で、頂上は海から吹き上げられた素晴らしい風がそよぎます。そして暖められた土から芝のにおいを纏って湿気が立ち上り、時折折いずこからか、ひんやりとした冷気が混じるんです。五島旅の締めくくりは、日本一美しい砂浜とも称される高浜海水浴場を見下ろす魚籃観音展望所、まさに息をのむ絶景でした。来月からは、五島の絶景を何枚かピックアップして紹介します。

## ☆事務所からの連絡☆

確定申告期は、事務処理にお時間を頂戴します。ご理解ご協力のほど、お願い申し上げます。

## 3月のイベント

### ★確定申告期限等

所得税 3/15金 振替日4/23火

贈与税 //

個人消費税4/1月 振替日4/30木

**弊事務所への資料提出は2月末まで(原則)にお願いします。**

## 税金マメ知識

法人の交際費の税務上の取扱い

交際費は立派な経費ですが、バブル期に冗費節約という大義名分のもと、特別措置として損金算入に制限が掛けられました。そしてこの措置はのりくらりと延長され続け、現在もお制限されています。大企業は原則損金不算入、中小企業は年間800万円まで認められます。ただし例外があって、社外の取引先との飲食で1人当たり5千円以下のものは、取引先名や参加人数を記録しておくことで制限の対象から外すことができます。この度の物価高で5千円という基準が見直されR6.4.1以降1人当たり1万円以下まで拡充されました。飲食業界に配慮したこの制限除外措置ですが、そもそもの制限自体が時代錯誤な特別措置の生き残り。いつになったら廃止されるのでしょうか。大企業は中小企業に800万円の範囲内で接待してもらって仕事を回しているという構造が出来上がっているとかいないとか…

## 晩酌のじかん

確定申告期、どうしても家では飲んで寝るだけになってしまいます。疲れた頭をクールダウンする晩酌はチルタイム、良いツマミをちょっとだけ。温暖化のせいかホタルイカが出回りました。からし酢味噌が定番ですが味噌とマヨネーズとチューブのんにくを混ぜたタレもけっこうイケるんです。



## 赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区  
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階  
TEL:045-594-6541/FAX:045-594-6540  
Mailto:[tax.akahane@ksk.red](mailto:tax.akahane@ksk.red)